

八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 事業者選定基準

1 選定の方法

八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託に係る事業者選定委員会(以下、「事業者選定委員会」という。)の委員8名が、参加事業者の企画提案内容を総合的に評価し、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。

※ 本事業者選定基準は「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託実施要領」と互いに補完し合うものである。

2 採点の方法

(1) 手順

ア 各参加事業者は、企画提案書等を提出する。

イ 各参加事業者は、指定された実施日・場所でプレゼンテーションを行う。その後、各委員から各参加事業者に対してヒアリングを行う。

※ プレゼンテーション、プレゼンテーション補足資料及びヒアリング回答事項は企画提案内容と一体のものとなり、企画提案内容の一部として取り扱う。

ウ 各委員は、企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を基に採点(内容点のみを対象とし、価格点を除く)を行う。

エ 事務局が内容点の集計・算出及び価格点の算出を行う。

オ 上記「ウ」「エ」を基に、事務局により総合評価点を算出し、事業者選定委員会で確認・承認を行う。

カ 事業者選定委員会により、受託候補者及び次点受託候補者の選定を行う。

(2) 配点

別表「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 事業者選定基準表」のとおり。満点を150点とする。

(3) 採点

次のとおり行う。なお、あらかじめ、別表「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 事業者選定基準表」に記載のとおり、評価項目、主な評価内容、配点を設定している。

ア 内容点の採点(135点満点)

採点は、次のとおり行う。各委員の採点を集計し、事務局が内容点を算出する。

(1) 各委員の内容点(135点満点, ①～⑦の合計により算出)

①評価項目番号1:配点 10点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

②評価項目番号2:配点 20点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

③評価項目番号3:配点 30点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

④評価項目番号4:配点 30点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

⑤評価項目番号5:配点 10点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

⑥評価項目番号6:配点 20点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

⑦評価項目番号7:配点 15点×評価(「内容点 評価表」のとおり)

(2) 内容点 = 各委員の内容点の合計 / 委員数

※ 小数第2位を四捨五入する。

※ 「各委員の内容点の合計」及び「委員数」は事業者選定委員会の出席者に限る。以下の「(6) 注意事項」も併せて確認すること。

【内容点 評価表】

評価	判断基準	採点
A	創意工夫があり, 特に優れた内容である。	配点×1.0
B	優れた内容である。	配点×0.8
C	平均的な内容である。	配点×0.6
D	仕様は満たしているが, 内容に乏しい。	配点×0.4
E	提案ができていない。かなり劣っている。	配点×0.2

イ 価格点の採点(15点満点)

採点は次のとおり行い、事務局が算出する。

価格点 = 15点 × (参加業者中最低提案価格 / 当該業者提案価格)

※ 小数第2位を四捨五入する。

(4) 総合評価点の算出(150点満点)

総合評価点は次のとおり、事務局が算出し、事業者選定委員会で確認・承認を行う。

$$\text{総合評価点(150点満点)} = \text{内容点(135点満点)} + \text{価格点(15点満点)}$$

(5) 受託候補者及び次点受託候補者の選出

事業者選定委員会は総合評価点に基づき、受託候補者及び次点受託候補者を選出する。

※ 総合評価点が満点の6割(90点)に満たない場合は、受託候補者としない。

(以下、「最低評価基準」という。)

※ 企画提案書等を提出した者が1者でも選定を行い、最低評価基準以上の場合は受託候補者とする。なお、1者の場合は、次点受託候補者の選定を行わない。

(6) 注意事項

プレゼンテーション、ヒアリング、総合評価点の算出、並びに受託候補者及び次点受託候補者の選出は、事業者選定委員会において同日に行う。事業者選定委員会は、事業者選定委員会設置要領第6条第2項の規定により、委員の3分の2以上の出席がないときは開催することができないため、その場合は再度日程調整を行う。なお、委員に欠席があっても開催した場合の評価・採点は、出席した委員の採点に限り、欠席した者は評価・採点を行わない。

【別表 八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 事業者選定基準表】

※項目番号1～7を内容点，項目8を価格点とする

評価項目 (項目番号・項目内容)		主な評価内容	配点
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体等が発注した，本件と類似の業務実績における取組体制，独自の創意工夫等があるか。また，当該実績の効果・影響としてどのようなものがあるか。 	10
2	事業計画，業務実施体制及び指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するスケジュールについて妥当であるか。(特に準備期間について詳細に記載すること。) ・本業務を遂行する実施体制について，人員配置・指揮体制等が構築されているか。また，総括指導者と各指導者の業務分担が適切に構築されているか。 ・本業務を安定的に行うための指導者の確保に対する具体的な方策があるか。 	20
3	指導者の質の向上・指導者の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の質(技術指導のほか，各生徒に応じた指導を行うために必要な多様性への理解を含む)の向上のための人材育成に係る具体的な方策がとられているか。 ・指導者の不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか。 ・指導者に改善すべき点があった場合の対応，改善が図られる仕組みがあるか。 	30
4	安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における対応方法が，想定される場面ごとに整備されており，適切か。(①ケガ人，急病人発生時②火災発生時③風水害，雷，地震発生時④不審者発生時等) 	30

		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び指導者が加入する保険のほか、本業務中に発生し得るリスクに備えて加入する保険の内容が明らかになっているか。 	
5	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な法令遵守の方針と方策がとられているか。 ・個人情報保護の管理及び保護に関する方策がとられているか。 	10
6	連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び発注者との連絡体制が整備されているか。 ・緊急時の連絡にも迅速に対応できるようになっているか。 ・生徒との直接的な連絡が発生しないようになっているか。 	20
7	その他独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領や仕様書に定める条件のほか、事業者独自の提案要素があるか。 (技術的な講習会や栄養講座などの座学等) 	15
8	提案価格の妥当性	※ 事業者選定基準に記載	15
合 計			150